

保護者様

岐阜県立岐阜北高等学校
校長 鈴木 健

冬季休暇を前にして

師走の候、保護者の皆様には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、本校の教育活動に格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、今年度の冬季休業期間は12月26日から1月4日までとなり、この期間お子様は家庭を中心に生活を送ることになります。これからの目標や課題を再確認し、計画的に家庭学習に取り組むとともに、年末・年始の諸行事等を通して、生徒が家族との語らいや地域の人々との交流などを通して、家庭や地域社会の一員として自覚を深め、心豊かな生活を送る絶好の機会でもあります。一方、休業中の開放的な雰囲気の中で生活が不規則になることや、自己のあるべき姿を見失うこと等が懸念されます。お子様の健やかな成長は、ご家族・学校の共通した願いです。特に下記のような項目に関して家庭におかれましても格別のご配慮をお願い申し上げます。

1 「命を守る」家庭での自転車乗車用ヘルメット購入の検討について【お願い】



自転車は、生活に密着した身近な乗り物として多くの人に利用されています。しかしながら、主たる原因者が自転車運転者である交通事故が数多く発生しています(県内高校生の令和3年度の自転車運転中の事故は855件、本校19件)。**今年度11月末現在、24件発生**で増加、生徒が安全に自転車を利用し、交通事故に遭遇しないことを切に願っているところです。

さて岐阜県では、令和4年3月29日に自転車損害賠償責任保険等への加入義務化、乗車用ヘルメット着用の努力義務や定期的な点検整備の努力義務等を定めた「岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が公布されました。

自転車の安全利用の促進



乗車用ヘルメット着用についてはあくまでも努力義務ですが

本校では**安全のため、ヘルメットの着用を推奨します。**

着用については各家庭で生徒と保護者等様で話し合いをお願いします。乗車用ヘルメットに特に指定はありませんし、すでにお持ちのものでもかまいません。

なお、着用について今後指導していきますのでご理解いただけますようよろしくお願いします。また、交通安全への心がけにご協力を賜りますようお願いいたします。



- ・自転車利用者は、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。
- ☑ ヘルメット着用は自転車利用者の努力義務
- ・保護者は、その保護する児童生徒等に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。
- ☑ ヘルメットを着用させるのは保護者の努力義務



2 「情報モラル」について

2019年末からの新型コロナウイルス感染症流行により、新しい生活様式を意識した行動をとらざるをえなくなりました。「密閉」「密集」「密接」の、いわゆる“3密”を回避するため、「ステイホーム」や「ソーシャルディスタンス」を求められ、日常生活がガラリと変わりました。コロナ禍は、インターネットが担う役割をも変え、急拡大させました。学びに、暮らしに、趣味や娯楽に……この数年で大きく様変わりしたネットの使い方について、流れに身を任せるだけでなく、さまざまな角度から一度じっくりと考えてみる必要があります。長期休暇中にぜひご家庭で話し合いをお願いします。

○特定の人物が誹謗中傷され、インターネットのサイトに実名を挙げられ「万引きをしていた」「気持ち悪い」「うざい」などと悪口を書かれる。
名誉毀損、侮辱 (刑法第230, 231条)

○自分になりすまされ、自分のIDを他人に使用される。
(不正アクセス行為の禁止等に関する法律第3条)

抵触する可能性がある刑罰法規の例について



いろいろ楽しみたいのなら、いつでも危機管理を意識したい！



出典：総務省HPインターネットトラブル事例集 2022

スマホ・タブレットは便利な道具ですが、使い方を誤ればさまざまな問題を引き起こしたり、危険に巻き込まれたりする可能性があります。どのような事例が誹謗(ひぼう)中傷になるのか、いじめになるのか、生徒は、それと気づかず、人を傷つけてしまうことがあります。スマホ・タブレットの利用で加害・被害者になる場合は、大人の気づかないところで事が行われているケースがほとんどです。匿名だから何を言ってもよいということはありませんし、インターネットでは匿名と思っていても書き込み者を特定することができる場合があります。

本年度は7月に侮辱罪の厳罰化が実施され、インターネット上における誹謗中傷の投稿がこれまでよりも厳しく罰せられることになりました。10月から「プロバイダ責任制限法」が改正され、匿名の発信者の個人特定がこれまでよりやりやすくなります。誹謗中傷等を行う人は、匿名だから自分の投稿だとバレない、という気持ちで書き込んでいるようですが、実際には書き込んだ記録がプロバイダに残っています。しかし、記録を開示する為には「複数回の訴訟手続き」が必要で、時間とお金がたくさんかかりました。そこで今回、被害者を助けるための法律改正が行われました。今後、匿名の誹謗中傷等を行った相手を懲らしめたいような場合は、裁判所への「1回の手続き(訴訟より簡単)」だけで、相手の個人情報分かるようになります。もちろん、裁判所がその投稿の違法性を認めた場合ですが、訴訟手続きが不要になり、これまでと比較して特定までの時間が短くなって、費用も少なくなりそうです。今後、申し立てを行う人が増加して、子どもの悪質な投稿も開示されるかもしれません。その場合、損害賠償請求(保護者の監督責任追及)や、警察による捜査に発展する恐れもあります。誹謗中傷はダメですが、批判・批評は「意見や評論にとどまる限り」違法性はないとされています。同じ内容でも、言い方や言葉の選び方で判断が変わります。「表現の自由」とセットで、「表現の責任」についても子ども達に教えてあげてください。

3 「服装アンケート結果」について

10月28日(金)から11月4日(金)にかけて、夏期服装選択制期間を踏まえてのアンケートを実施しました。多くの回答をいただき、ありがとうございました。これらの意見をもとに今後も改善を重ねていきたいと思います。

「服装選択制期間」を踏まえ、今後の岐阜北高校の服装規定についてどう思いますか。(各回答者計に対する割合)

	年間制服	選択制期間縮小	半々	選択制期間拡充	年間選択制	その他
生徒	3.7%	0.4%	26.7%	13.2%	55.9%	0.1%
教職員	0.0%	0.0%	55.9%	11.8%	20.6%	11.8%
保護者	6.6%	1.7%	53.7%	9.4%	27.0%	1.7%
三者合計	5.1%	1.0%	40.9%	11.2%	40.6%	1.1%

「今後の岐阜北高校の服装規定についてどう思うか」という質問に対しては、生徒・教職員・保護者の三者合計の最多得票は、「今年度のように半年間の服装選択制が望ましい」、次点で「年間を通して服装選択制にすることが望ましい」という結果になりました。

⇒半年間の服装選択制はおおむね評価されている取り組みだとして前向きに捉えるとともに、僅差であった「年間を通じた選択制」等を含め今後も北高の服装のあり方について、今後も生徒と一緒に考えていけたらと考えています。

4 「身の安全を第一に」子どもを危険から守るために

- ①「四ない運動」の遵守徹底を図るとともに、自転車の乗車マナー、道路交通法の内容についても繰り返しご指導をお願いします。*四ない運動:免許を取らない。車・バイクを買わない。乗らない。乗せてもらわない。
- ②夜間の外出や外泊は、必ず保護者の管理下で行ってください。
- ③「危険だと思われる場所・時間帯は避ける」「万一の場合には身の安全を第一に考える」「不審者・変質者が近くにいるかもしれない」等の自己防衛意識は大切です。
- ④不審者に会ってしまった場合は、まずは大声を出してその場から逃げる。その際、周りにいる人や「子供110番の家」の人に助けを求めることもできます。被害や事故に遭遇した場合は、警察(110番)や消防・救急(119番)に連絡するようご確認ください。

■冬季休暇中であっても、生徒本人や一緒に暮らしている家族に発熱等の症状があったり、PCR検査を受検が決まったり、濃厚接触者になったりなど、新型コロナウイルスの感染が疑われる場合は、必ず学校に連絡してください。また、困ったことや相談したいことがあれば学校に連絡してください。

■地震など自然災害発生時の避難場所や、緊急時の連絡方法などを家庭で話し合っておきましょう。